

所沢市立所沢図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、所沢市立所沢図書館（以下「図書館」という。）が購入する雑誌の代金を市内の事業者が負担することにより図書資料の充実を図るとともに、代金を負担する事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の名称等を雑誌に表示することにより地域の活性化を図ることを目的として行う所沢市立所沢図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー)

第2条 雑誌スポンサーの対象者は、市内で事業活動を行っている個人、企業及び団体のうち、雑誌スポンサー制度に協賛し、利用を希望するものとする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 市税（所沢市税条例（昭和25年告示第76号）第3条に掲げる税目をいう。）を滞納している者
- (2) 所沢市有料広告掲載基準（平成17年10月1日施行。以下「基準」という。）3に該当する者
- (3) 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱（平成20年4月1日施行）に定める入札参加停止期間中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の者
- (6) 宗教団体、政治団体その他これらに準ずる者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとすることが適当でないと所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める者

(申込み)

第3条 雑誌スポンサー制度の利用を希望する者は、図書館と協議の上、図書館が購入している雑誌の中から、購入代金を負担する雑誌（以下「スポンサー誌」

という。)を選定し、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付し、教育委員会に対し申込みを行うものとする。

(1) 事業の概要書

(2) その他教育委員会が必要と認めるもの

2 教育委員会は、申込みを行った者について審査を行い、その結果を速やかに雑誌スポンサー決定(却下)通知書(様式第2号)により通知しなければならない。

(表示内容)

第4条 雑誌スポンサーとして決定を受けた者は、表示しようとする雑誌スポンサーの名称、事業に関するメッセージ等(以下「スポンサー名等」という。)の内容についてあらかじめ図書館に届け出るものとする。

2 スポンサー名等の表示内容は、基準及び所沢市有料広告の掲載に関するガイドライン(平成17年10月1日施行)に準じたもので、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれが無く、市民が不利益を受けることが無いものでなければならない。

3 スポンサー名等の表示内容には、雑誌スポンサーの名称、所在地及び連絡先を明示するものとする。

4 図書館は、必要と認めるときは、雑誌スポンサーに対して内容の修正を依頼することができる。

5 雑誌スポンサーは、表示内容の変更を希望するときは、変更を希望する日の3か月前までにその内容を図書館に届け出るものとする。

(表示方法)

第5条 雑誌スポンサーは、スポンサー誌の最新号のカバー表面にスポンサー名等を表示するものとする。

2 スポンサー名等を表示する用紙は、雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格は、縦10センチメートル以内、横13センチメートル以内とする。

3 前項の用紙の貼付位置及びスポンサー誌の配架場所は、所沢市立所沢図書館長が決定する。

(表示期間)

第6条 スポンサー名等を表示する期間（以下「表示期間」という。）は、原則として4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(表示の中止)

第7条 教育委員会は、雑誌スポンサーが表示期間中に次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、スポンサー名等の表示を中止することができる。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) この要領の規定に違反したとき。

2 雑誌スポンサーは、自己の都合によりスポンサー名等の表示を中止しようとするときは、中止しようとする日の3か月前までに図書館に届け出るものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第8条 雑誌スポンサーは、表示した内容に関する一切の責任を負うものとする。

(仲介者)

第9条 教育委員会は、必要と認めるときは、雑誌スポンサー制度に関する事務を行う者（以下「仲介者」という。）を置くことができる。

2 仲介者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 雑誌スポンサーの募集に関すること。

(2) 第3条に規定する申込みに関すること。

(覚書)

第10条 雑誌スポンサー制度の実施に関し、雑誌スポンサーと合意に達した場合は、雑誌スポンサー制度の基本的事項について、覚書を締結するものとする。

(雑誌代金の支払方法)

第11条 雑誌スポンサーは、スポンサー誌の購入代金を図書館が指定した、仲介者又は納入業者に支払うものとする。

(所有権)

第12条 スポンサー誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年12月1日から施行する。